

## 第1 事業の内容等

### 1 事業内容

緊急対策として令和元年8月以降の前線に伴う大雨及び台風対応産地緊急支援事業のうち果樹産地再生支援対策（以下「本事業」という。）で支援する取組は、令和元年8月から9月の前線に伴う大雨（台風第10号、第13号、第15号及び第17号の暴風雨を含む。）、台風第19号及び10月の低気圧等による大雨（以下「8月大雨等」という。）により甚大な被害を受けた果樹産地において、円滑な営農再開を図るために行う以下の取組とする。

#### (1) 収穫物運搬

8月大雨等により、通常の方法で収穫物の運び出しが行えない園地において、支援対象者が緊急的に行う、令和元年産の収穫物の運搬に係る以下の取組

ア 運搬作業を行うために必要な雇用に係る取組

イ 運搬するために必要な運搬車、アシストスーツ等の運搬補助機材のレンタル

#### (2) 樹体保護

8月大雨等により被災した園地において、次期作に向けた樹体保護のために、支援対象者が緊急的に行う剪定等の作業のために必要な雇用に係る取組

#### (3) 改植

8月大雨等により被災した園地において、支援対象者が行う改植（持続的生産強化対策事業実施要綱(平成31年4月1日付け30生産第2038号農林水産事務次官依命通知。以下「実施要綱」という。）別紙2のⅡの第1の3(1)の表(1)のアのうちの改植をいう。以下同じ。)及びそれに伴う幼木の管理の取組

#### (4) 浸水被害等からの早期復旧に向けた取組

8月大雨等による浸水被害等を受けた果樹産地において、支援対象者が行う以下の取組

ア 早期成園化や経営の継続・発展に係る取組

浸水被害等により、経営面積の過半又は雇用型経営にあつては1ha以上の規模で改植を行う場合に、改植を行った園地から収入が得られるようになるまでの間、支援対象者が行う以下のいずれか又は全ての取組

(ア) 大苗の育成

改植後の早期成園化を図るため、あらかじめ大型の苗を育成する取組

(イ) 代替農地での営農

未利用の農地等を取得又は賃借して野菜等を栽培することにより、代替的な収入を確保するための取組

(ウ) 省力技術の研修

成園後の省力・効率的生産の実現に向けて、省力樹形の仕立て方法や管理技術、作業機械の効率的な操作方法等を習得するための取組

イ 次期作に向けた取組

8月大雨等のうち浸水被害を受けた園地において、次期作に向けて支援対象者が行う以下のいずれか又は全ての取組

(ア) 樹体洗浄・樹勢回復

改植を免れたものの、泥の付着・堆積、ゴミの流入、樹勢の低下等が生じた園地における、樹体の洗浄、泥やゴミの除去、樹勢回復のための摘果・剪定・根切り等の取組

(イ) 病害の発生・まん延防止

病害の発生・まん延を防止するための罹病した枝の除去や、被災した園地の周辺園地（病害の発生・まん延防止のために必要な場合には、改植を行う園地も含む。）も含めた地域ぐるみでの薬剤散布等の取組

## 2 事業実施主体

公益財団法人中央果実協会

## 3 事業実施者

本事業の事業実施者は、原則として都道府県法人（果樹農業振興特別措置法（昭和36年法律第15号）第4条の4の第2号に規定する都道府県法人をいう。以下同じ。）とする。

ただし、都道府県法人が設立されていない都道府県にあつては、当該都道府県を管轄区域とする農業協同組合連合会、その他事業実施主体が本事業を適切に実施する能力を有すると認める団体が事業実施者となることができる。

## 4 支援対象者

1の取組に係る支援対象者は、次に掲げる者とする。

(1) 1の(1)及び(2)に係る支援対象者

ア 生産出荷団体

イ 事業実施主体が特に必要と認める者

(2) 1の(3)及び(4)に係る支援対象者

ア 『果樹産地構造改革計画について』（平成17年3月25日付け16生産第8112号農林水産省生産局長通知）に基づく産地協議会（以下「産地協議会」という。）が、同通知に基づき策定した果樹産地構造改革計画（以下「産地計画」という。）において、担い手と定められた者（以下「担い手」という。）

イ 産地計画に参画している生産者（実施要綱別紙2のⅡの第1の3(1)の表(1)のウの廃園（以下「廃園」という。）の取組を除き、1年以内に担い手が所有権若しくは賃借権等を取得し、又は果実の生産を行うために必要となる基幹的な作業を受託する旨の契約（継続して8年以上の期間を有するものに限る。）を締結することが確実と認められる農地に係る取組を行う場合に限る。）

ウ 農地中間管理機構（農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第2条第4項に規定する農地中間管理機構をいい、廃園の取組を行う場合を除く。）

エ 生産出荷団体（1の(4)のイの取組に限る。）

オ 事業実施主体が特に必要と認める者

## 5 採択要件

- (1) 成果目標として、被災した果樹産地の速やかな再生を掲げていること。
- (2) 4の(2)のア及びイの支援対象者については、農業保険法（昭和22年法律第185号）に基づく果樹共済又は収入保険（以下「農業保険」という。）に現に加入しているか、又は今後確実に加入する意向が確認されていること。

## 6 補助率等

1の取組に係る補助率等は、別表のとおりとする。

## 7 留意事項

### (1) 支援対象となる代替農地

1の(4)のアの(イ)における代替農地は、原則として、高齢化により管理できなくなっている農地、他の農業者等から新たに借り受け、若しくは取得した農地又は裏作を行っていない等により利用していない自己の農地を対象とし、自らの経営のため現に利用している農地は対象外とする。

### (2) 予算額の優先配分

1の(4)のイの(イ)に取り組む支援対象者が、実施要綱別紙2のⅡの第1の3(1)の表(1)のオに基づき事業実施主体が特に必要と認める取組のうち、防風ネットの導入を申請する場合、事業実施主体は当該申請に対し、予算額を優先配分するものとする。

## 第2 助成

### 1 補助対象経費

補助対象経費は、本事業に直接要する別表の経費であって、本事業の対象として明確に区分でき、かつ、第1の1の(1)及び(2)については、証拠書類等によって金額が確認でき、また、第1の1の(3)及び(4)については、産地協議会による事後確認により、事業の実施が確認できるものとする。

なお、その経理に当たっては、別表の取組ごとに整理するとともに、他の事業等の会計と区分して経理を行うこととする。

### 2 支援対象面積

第1の1の(4)の支援対象面積は、以下の取組ごとの条件を満たす面積とする。

#### (1) 早期成園化や経営の継続・発展に係る取組

##### ア 大苗の育成

改植を行う園地の面積のうち、第1の1(4)のア(ア)により育成した大苗を用いて改植する面積

##### イ 代替農地での営農

改植を行う園地において、改植により途絶する収益に対する、代替農地での目標収益の割合（100%を限度とする。）を改植面積に乗じて得た面積

##### ウ 省力技術の研修

改植を行う園地の面積のうち、省力技術（省力樹形や機械作業体系をいう。）

を導入する面積

(2) 次期作に向けた取組

ア 樹体洗浄・樹勢回復

樹体洗浄等を行う園地での面積

イ 病害の発生・まん延防止

罹病枝の除去・処分や薬剤散布を行う園地の面積

### 3 助成対象外の経費

次の経費は、本事業の助成の対象としない。

(1) 国の他の助成又は支援を受け、又は受ける予定となっている取組に係る経費

(2) 本事業の実施期間中に発生した事故又は災害の処理のための経費

(3) 補助対象経費に係る消費税及び地方消費税に係る仕入れ控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規程により仕入れに係る消費税として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規程による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計に補助率を乗じて得た金額）

## 第3 事業実施手続

### 1 果樹産地再生支援対策事業実施計画

(1) 第1の1の(1)、(2)及び(4)に係る支援対象者は、支援の対象となる取組の内容、事業完了年月日その他本事業の実施に必要な事項を定めた果樹産地再生支援対策事業実施計画（以下「実施計画」という。）を事業実施者に提出し、その承認を受けるものとする。

なお、第1の1の(3)に係る支援対象者は、実施要綱別紙2のIIの第1の6の規定を準用するものとする。

(2) 事業実施者は、(1)の承認をしようとするときは、知事及び事業実施主体に協議するものとする。

(3) 実施計画を変更する場合は、(1)及び(2)の規定を準用するものとする。

ただし、当該計画の変更の承認又は協議を要する事項については、支援対象者の変更、事業の取り止め、事業量又は事業費の30%以上の増加及び特に必要と認められる重要な事項とし、これらに該当しない軽微な事項については、実績報告を以てこれに代えることができる。

### 2 補助金の交付

(1) 補助金の交付を受けようとする支援対象者は、事業実施者に対し補助金の交付を申請するものとする。

(2) 事業実施者は、支援対象者からの補助金の交付申請を取りまとめ、事業実施主体に対し補助金の交付を申請するものとする。

(3) 事業実施主体は、(2)により申請された場合には、実施要綱別紙2本体第2の5(6)の業務方法書に定めるところにより、補助金を交付するものとし、事業実施者は、実施要綱別紙2本体第2の4(8)の業務方法書に定めるところに

より、支援対象者に補助金を交付するものとする。

### 3 実績の報告

- (1) 支援対象者は、この事業の実績について、1の実施計画の内容に準じて記載した実績報告を事業実施者に提出するものとする。
- (2) 事業実施者は、支援対象者からの報告を取りまとめ、事業実施主体に報告するものとし、事業実施主体は、当該報告を取りまとめ、生産局長に報告するものとする。

### 4 推進指導体制

#### (1) 全国段階

国及び事業実施主体は、この事業を円滑かつ的確に実施するため、連携して必要な情報の収集に努めるとともに、都道府県法人その他の関係機関に指導を行うものとする。

#### (2) 都道府県段階

都道府県、都道府県法人等は、この事業を円滑かつ的確に実施するため、連携して、第1の4の支援対象者に、また、産地協議会その他の関係機関に指導を行うものとする。

#### (3) 産地段階

産地協議会は、この事業を円滑かつ的確に実施するため、関係機関と連携して、第1の4の支援対象者に指導を行うものとする。

## 第4 関係様式

第1の1の(1)、(2)及び(4)に係る手続きに必要な様式は、下表に掲げるものを例として、事業実施主体又は事業実施者が、その業務方法書に定めるものとする。

また、第1の1の(3)に係る手続きに必要な様式は、実施要綱別紙2のⅡの第1の12に掲げるものを例として、事業実施主体又は事業実施者が、その業務方法書に定めるものとする。

様式名	様式番号
果樹産地再生支援対策事業実施計画（兼実績報告） （第1の1の(1)及び(2)関係）	別紙様式1
果樹産地再生支援対策事業実施計画（兼実績報告） （第1の1の(4)のア関係）	別紙様式2
果樹産地再生支援対策事業実施計画（兼実績報告） （第1の1の(4)のイ関係）	別紙様式3

## 第5 その他

### 1 事業の着手

事業の実施については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第6条第1項の交付の決定（以下「交付決定」という。）後に着手するものとする。

ただし、地域の実情に応じて早期の事業の実施が営農再開のために必要な場合には、発災日以降であれば、交付決定前に着手することができる。この場合にあつては、支援内容及び支援対象者ごとに着手年月日を整理するものとし、交付決定を受けるまでの期間に生じたあらゆる損失等は自らの責任とすることを了知の上で事業を行うものとする。

### 2 事業費の低減

農業資材比較サービス（AGMIRU「アグミル」）の活用等を通じて複数の業者から見積もりを徴取すること等により、事業費の低減に努めることとする。

### 3 農業共済組合等への情報提供

事業実施者は、第1の5の（2）における支援対象者の意向等について取りまとめの上、農業共済組合等から照会があつた場合は、支援対象者の住所・氏名の提供を行うこととする。

別表

第1の1の取組に係る補助率等は、以下のとおりとする。

補助対象となる取組		補助対象経費	補助率	支援対象者	
収穫物運搬		運搬作業を行うために必要な雇用に係る取組に要する経費	定額(5,600円/人日以内)	1 生産出荷団体 2 事業実施主体が特に必要と認める者	
		運搬するために必要な運搬車、アシストスーツ等の運搬補助機材のレンタル費用	1/2以内		
樹体保護		次期作に向けた樹体保護のために、緊急的に行う剪定等の作業に必要な雇用に係る取組に要する経費	定額(5,600円/人日以内)		
改植		次の1～5に係る改植を行うために必要な伐採・抜根費、深耕・整地費、土壌改良資材費、苗木代、植栽費(1の(1)及び(2)はかん水設備、支柱等資材費を含む。)	/	1 産地計画において担い手と定められた者 2 産地計画に参画している生産者 3 農地中間管理機構 4 生産出荷団体(次期作に向けた取組に限る。) 5 事業実施主体が特に必要と認める者	
		1 省力樹形(注1)への改植	(1) りんごの新しい化栽培(高密度低樹高栽培)		定額(53万円/10a)
			(2) りんごの超高密度栽培(トールスピンドル栽培)		定額(73万円/10a)
			(3) もも、なし、かき、すもも等のジョイント栽培		定額(33万円/10a)
			(4) (1)～(3)以外の場合		1/2以内
		2 かんきつ類の果樹への改植(1を除く。)	定額(23万円/10a)		
		3 主要果樹(注2)への改植(1及び2を除く。)	定額(17万円/10a)		
		4 りんごのわい化栽培、ぶどうの垣根栽培(ただし、加工用に仕向けられるものに限る。)	定額(33万円/10a)		
		5 1～4のいずれにも該当しない改植	1/2以内		
					改植に伴う幼木の管理の取組に必要な経費
浸水被害等からの早期復旧に向けた取組	早期成園化や経営の継続・発展に係る取組	大苗の育成	改植後の早期成園化を図るため、あらかじめ大型の苗を育成する取組に必要な労賃、育苗費(苗木代は除く。)、地代、排水対策費、栽培管理に要する肥料代、農薬代、かん水設備費等	定額(20万円/10a)	
		代替農地での営農	未利用の農地等を取得又は賃借して野菜等を栽培することにより、代替的な収入を確保するための取組に必要な労賃、パイプハウスやトンネル等の導入費、地代、種苗費、農薬代、肥料代等	定額(52万円/10a)	
		省力技術の研修	省力樹形の仕立て方法や管理技術、作業機械の効率的な操作方法等を習得するための調査や研修の受講、講習会の開催等に必要な旅費、謝金、資料印刷費、作業労賃、通信費等	定額(3万円/10a)	
	次期作に向けた取組	樹体洗浄・樹勢回復	樹体の洗浄、泥やゴミの除去、摘果・剪定・根切り等の取組に必要な労賃	定額(7.4万円/10a)	
		病害の発生・まん延防止	罹病した枝の除去や被災した園地の周辺園地も含めた地域ぐるみでの薬剤散布等の取組に必要な労賃	定額(2万円/10a)	

注1： 省力樹形とは、産地計画に今後導入すべき新技術として定められているか、又は定められることが確実と見込まれるとともに、未収益となる期間の短縮が期待できるものであり、かつ、以下の（1）又は（2）の要件を満たすものであること。

（1）10a当たりの労働時間について、慣行栽培と比較して10%以上縮減できることが、試験結果又は事例で確認できる樹形であること。

（2）10a当たりの単収について、慣行栽培と比較して10%以上増加できることが、試験結果又は事例で確認できる樹形であること。

2： 主要果樹とは、かんきつ類の果樹、りんご、ぶどう、なし、もも、おうとう、びわ、かき、くり、うめ、すもも、キウイフルーツ及びいちじくをいう。



別紙様式 1

〇〇年度 果樹産地再生支援対策事業実施計画（兼実績報告）  
（第 1 の 1 の（1）及び（2）関係）（収穫物運搬・樹体保護）

自然災害名：  
\_\_\_\_\_

事業実施者名：  
\_\_\_\_\_

所在地：  
\_\_\_\_\_

1 支援対象者の概要

名称		
代表者	所属・役職	
	氏名	
担当者	所属・役職	
	氏名	
	電話番号	
	FAX番号	
	E-mail	

2 被災の状況等

被災品目名		被災の状況と事業の実施方針	被災の状況と事業の実施方針			備考
			面積	園地数	担い手数	
例) うんしゅう みかん	収穫物を農道まで運搬できない園地	・●●地区については、園地までの農道は使えるが、園内に整備していたモノレールの一部が流亡するなど使用できなくなっている。業者に修理を依頼しているが、順番待ちの状態、修理は早くても来年2月以降になる見込み。収穫が見込める園地については、雇用により労働力を確保し収穫を行う。	〇〇ha	〇〇〇園	〇〇人	
	樹体保護のための剪定等を行う園地	例) ・△△地区の土砂崩れのため農道〇〇線が通行できなくなり、□□地区、▽▽地区の園地に車両や農業機械が入れない状況。代替えになる道もなく、土砂崩れの復旧の目処は立っていない。防除が行えない園では樹体保護のため剪定等を行う。				
	計					
	収穫物を農道まで運搬できない園地					
	樹体保護のための剪定等を行う園地					
	計					
	収穫物を農道まで運搬できない園地					
	樹体保護のための剪定等を行う園地					
	計					
合計	収穫物を農道まで運搬できない園地					
	樹体保護のための剪定等を行う園地					
	計					

注：被害状況については、どのような被害があって、農道やモノレールにどのような状態（土砂に埋まっている、道が崩れている等）かわかるよう記載すること。復旧の見通しは、できるだけ具体的な時期を記載すること。

3 取組内容等

(1) 収穫物運搬

(8月大雨等により、通常の方法で収穫物の運び出しが行えない園地において、支援対象者が緊急的に行う、令和元年産の収穫物の運搬に係る以下の取組)

① 運搬作業を行うために必要な雇用に係る取組

対象品目名	対象面積	調達量		単価 (作業労賃) 円/人日	国庫補助率 定額 (5,600円/人日以内)	総事業費 (A)+(B)+(C) 円	負担区分			備考
		日数 日	人数 人/日				補助金 (A) 円	自己資金 (B) 円	その他 (C) 円	
	ha									
計										

注1: 調達量、作業労賃の根拠がわかる資料を添付すること。

注2: 個々の雇用者について、作業内容、雇用時間が確認できる業務日誌を作成すること。

注3: 時間単位で雇用する場合は、時給700円を上限とした単価に雇用時間を乗じて事業費を算出すること。

注4: 自家労賃は補助対象としない。

注5: 備考欄には、仕入れに係る消費税等相当額について、これを減額した場合には「減額した金額」を、同税額がない場合は「該当なし」と、同税額が明らかでない場合には「含税額」とそれぞれ記入すること。

② 運搬するために必要な運搬車、アシストスーツ等の運搬補助機材のレンタル

対象品目名	対象面積	取組内容 (機械・機材・台数)	調達量		補助率	総事業費 (A)+(B)+(C) 円	負担区分			備考
			日数 日	単価 (レンタル料) 円/台日			補助金 (A) 円	自己資金 (B) 円	その他 (C) 円	
例) うんしゅうみかん	〇〇	アシストスーツ 〇	〇〇	〇〇〇	1/2以内					
					1/2以内					
					1/2以内					
					1/2以内					
計										

注1: 調達量の根拠がわかる資料を添付すること。

注2: 備考欄には、仕入れに係る消費税等相当額について、これを減額した場合には「減額した金額」を、同税額がない場合は「該当なし」と、同税額が明らかでない場合には「含税額」とそれぞれ記入すること。

(2) 樹体保護

(8月大雨等により被災した園地において、次期作に向けた樹体保護のために、支援対象者が緊急的に行う剪定等の作業のために必要な雇用に係る取組)

対象品目名	対象面積	調達量		単価 (作業労賃)	補助率	総事業費 (A)+(B)+(C)	負担区分			備考
		日数	人数				補助金 (A)	自己資金 (B)	その他 (C)	
	ha	日	人/日	円/人日	定額 (5,600円/人日以内)	円	円	円	円	
					定額 (5,600円/人日以内)					
					定額 (5,600円/人日以内)					
計										

注1: 調達量、作業労賃の根拠がわかる資料を添付すること。

注2: 個々の雇用者について、作業内容、雇用時間が確認できる業務日誌を作成すること。

注3: 時間単位で雇用する場合は、時給700円を上限とした単価に雇用時間を乗じて事業費を算出すること。

注4: 自家労賃は補助対象としない。

注5: 備考欄には、仕入れに係る消費税等相当額について、これを減額した場合には「減額した金額」を、同税額がない場合は「該当なし」と、同税額が明らかでない場合には「含税額」とそれぞれ記入すること。

4 事業の完了予定(又は完了)年月日

令和 年 月 日

5 収支予算(又は精算)

(1) 収入の部

区分	本年度予算額 (又は本年度精算額)	前年度予算額 (又は本年度予算額)	比較増減		備考
			増	減	
1 補助金	円	円	円	円	
2 自己資金					
3 その他					
合計					

(2) 支出の部

区分	本年度予算額 (又は本年度精算額)	前年度予算額 (又は本年度予算額)	比較増減		備考
			増	減	
1 収穫物運搬(8月大雨等により、通常の方法で収穫物の運び出しが行えない園地において、支援対象者が緊急的に行う、令和元年産の収穫物の運搬に係る以下の取組)  (1) 運搬作業を行うために必要な雇用に係る取組  (2) 運搬するために必要な運搬車、アシストスーツ等の運搬補助機材のレンタル	円	円	円	円	
2 樹体保護 8月大雨等により被災した園地において、次期作に向けた樹体保護のために、支援対象者が緊急的に行う剪定等の作業のために必要な雇用に係る取組					
合 計					

6 添付書類

- (1) 事業内容毎に支援対象者、園地の所在地、取組が必要な理由、取組内容等が確認できる資料(別紙様式1 別添)
- (2) 各取組の積算が確認できる資料(作業労賃の根拠がわかる資料、レンタル料金のわかる資料 等)
- (3) 交付決定前に着手している場合は、被災日以降の取組であることが証明できる資料
- (4) その他、事業実施主体及び事業実施者が必要と認める書類

果樹産地再生支援対策に係る補助対象園地と実施する対策一覧

1 収穫物運搬

(8月大雨等により、通常の方法で収穫物の運び出しが行えない園地において、支援対象者が緊急に行う、令和元年産の収穫物の運搬に係る以下の取組)

(1) 運搬作業を行うために必要な雇用に係る取組

No.	被災日	支援対象者	園地所在地	面積 (㎡)	品目	園地の状況 (具体的に記入)	補助事業により行う対策			備考
							取組内容	雇用人数	雇用期間	
例)	8月〇日	〇〇 〇〇	△△市□□3-78-30		うんしゅう みかん	モノレールのレールの一部が流されてしまい収穫したみかんを農道まで運搬することが困難になっている。レールの修復は来年2月頃の見込み	収穫物の運搬作業	1	〇月〇～〇日 (〇日間)	

- 注1: 園地毎に1行作成してください。
- 注2: 園地の状況に補助を受ける園地の状態を具体的に記入してください。修繕が必要なものは修繕の見込み時期も記入してください。
- 注3: 取組内容は、災害により発生した掛かり増し経費(モノレールの代替輸送に係る雇用労賃)のみが対象です。
- 注4: 園々の雇用者について、作業内容、雇用時間が確認できる業務日誌を作成し保存してください。
- 注5: 交付決定前に着手している場合には、備考欄に着手年月日を記載すること。
- 注6: 支援対象者が法人等の構成員の場合は、助成対象者名の下段に法人名及び代表者名を( )書きで記載すること。
- 注7: 事業の実施前と実施後が確認できる写真等を添付すること。

(2) 運搬するために必要な運搬車、アシストスーツ等の運搬補助機材のレンタル

No.	被災日	支援対象者	園地所在地	面積 (㎡)	品目	園地の状況 (具体的に記入)	補助事業により行う対策			備考
							取組内容	台数	レンタル期間(日数)	
例)	8月〇日	〇〇 〇〇	△△市□□3-78-30			樹への被害は無かったが、モノレールのレールの一部が流されてしまい収穫したみかんを農道まで運搬することが困難になっている。傾斜がきつく運搬車が入れない。収穫したものを運ぶにはモノレールの代替が必要。レールの修復は来年2月頃の見込み	収穫したみかんを運ぶためのアシストスーツのレンタル	1	〇月〇～〇日 (〇日間)	

- 注1: 園地毎に1行作成してください。
- 注2: 園地の状況に補助を受ける園地の状態を具体的に記入してください。
- 注3: 取組内容には、レンタルする機材と目的がわかるように記載してください。
- 注4: レンタルした機械や機材の利用時間、作業内容、レンタル料等がわかる利用日誌を作成して、保存してください。
- 注5: 交付決定前に着手している場合には、備考欄に着手年月日を記載すること。
- 注6: 支援対象者が法人等の構成員の場合は、助成対象者名の下段に法人名及び代表者名を( )書きで記載すること。
- 注7: 事業の実施前と実施後が確認できる写真等を添付すること。

2 樹体保護

(8月大雨等により被災した園地において、次期作に向けた樹体保護のために、支援対象者が緊急に行う剪定等の作業のために必要な雇用に係る取組)

No.	被災日	支援対象者	園地所在地	面積 (㎡)	品目	園地の状況 (具体的に記入)	補助事業により行う対策			備考
							取組内容	雇用人数	雇用期間	
例)	8月〇日	〇〇 〇〇	△△市□□3-78-30			用水が使えなくなっており、スプリンクラーでかん水が行えなかったことから、樹体が弱っており、次期作のために全摘果を行い樹体の保存を図る。 用水については〇月〇日に復旧した。	樹体保護のための全摘果	1	〇月〇～〇日 (〇日間)	

- 注1: 園地毎に1行作成してください。
- 注2: 園地の状況に補助を受ける園地の状態を具体的に記入してください。
- 注3: 取組内容については、通常の栽培では行わない、樹体保護のための剪定、全摘果等が対象になります。通常の栽培で行う摘果は対象になりません。
- 注4: 園々の雇用者について、作業内容、雇用時間が確認できる業務日誌を作成し保存してください。
- 注5: 交付決定前に着手している場合には、備考欄に着手年月日を記載すること。
- 注6: 支援対象者が法人等の構成員の場合は、助成対象者名の下段に法人名及び代表者名を( )書きで記載すること。
- 注7: 事業の実施前と実施後が確認できる写真等を添付すること。

別紙様式 2

〇〇年度 果樹産地再生支援対策事業実施計画（兼実績報告）  
（第 1 の 1 の（4）のア関係）（早期成園化や経営の継続・発展に係る取組）

自然災害名：  
\_\_\_\_\_

事業実施者名：  
\_\_\_\_\_

所在地：  
\_\_\_\_\_

1 支援対象者の概要

氏名	
住所	
農業者の位置付け (担い手(新規就農者)その他)	
消費税の取り扱い (免税事業者・課税事業者(一般・簡易))	
電話番号	
FAX番号	
E-mail	

2 経営及び被害の概要

果樹経営面積	ha
(例) うち りんご	ha
もも	ha
被害面積	ha
うち 改植園地	ha
改植面積／経営面積	%

注： 土地登記簿、果樹共済加入申込書等、経営面積の根拠となる資料を添付すること。

## 2 被災の状況等

被災品目名		被災の状況と事業の実施方針	被災の状況と事業の実施方針		備考
			面積	園地数	
例) りんご	浸水被害等により大規模な改植を行う園地	例) ◎◎地区では、浸水被害等により広範囲な面積で樹体そのものが衰弱。そのため、経営面積の過半で改植が必要となり、長期にわたって収入途絶が見込まれる。	〇〇ha	〇〇〇園	
	計				
例) もも	浸水被害等により大規模な改植を行う園地	例) ●●地区では、浸水被害等により広範囲な面積で樹体そのものが衰弱。そのため、経営面積の過半で改植が必要となり、長期にわたって収入途絶が見込まれる。	〇〇ha	〇〇〇園	
	計				
合計	浸水被害等により大規模な改植を行う園地				
	計				

注： 被害状況については、どのような被害があり、園地がどのような状態（枝折れや倒木が甚大、樹勢低下が著しい等）かわかるよう記載すること。



### 3 取組内容等

早期成園化や経営の継続・発展に係る取組

(浸水被害等により、経営面積の過半又は雇用型経営にあつては1ha以上の規模で改植を行う場合に、改植を行った園地から収入が得られるようになるまでの間、支援対象者が行う以下のいずれか又は全ての取組)

#### (1) 大苗の育成

対象品目名	対象面積 (改植面積を上限)	補助金額 (対象面積× 20万円/10a)	備考
	ha	円	
計			

注： 備考欄には、仕入れに係る消費税等相当額について、これを減額した場合には「減額した金額」を、同税額がない場合は「該当なし」と、同税額が明らかでない場合には「含税額」とそれぞれ記入すること（以下同じ）。

#### (2) 代替農地での営農

対象品目名 (代替農地で 取り組む品目)	改植面積 (A)	改植により 途絶する収益(B)	代替農地での 目標収益(C)	対象面積 (A)*((C)/(B)) (改植面積を上限)	補助金額 (対象面積× 52万円/10a)	備考
	ha	円	円	ha	円	
計						

注： 「改植により途絶する収益」及び「代替農地での目標収益」について、裏付けとなる参考データを添付すること。

#### (3) 省力技術の研修

取組 (技術導入調査・講 習会等)	対象面積 (改植面積の うち省力技術を 導入する面積)	補助金額 (対象面積× 3万円/10a)	備考
	ha	円	
計			

注： 省力技術の導入に向けて、産地における現状と課題、目指すべき目標を整理した資料を添付すること。

### 4 事業の完了予定(又は完了)年月日

令和 年 月 日

### 5 添付書類

- (1) 被災証明書等自然災害による被害、対策等が確認できる資料
- (2) 事業内容毎にほ場の所在地、取組が必要な理由、取組内容等が確認できる作業日誌等の資料(別紙様式2 別添)
- (3) 交付決定前に着手している場合は、被災日以降の取組であることが証明できる資料
- (4) その他、事業実施主体及び事業実施者が必要と認める書類

別紙様式2 別添

果樹産地再生支援対策に係る補助対象園地と実施する対策一覧

早期成園化や経営の継続・発展に係る取組  
 (浸水被害等により、経営面積の過半又は雇用型経営にあっては1ha以上の規模で改植を行う場合に、改植を行った園地から収入が得られるようになるまでの間、支援対象者が行う以下のいずれか又は全ての取組)

1 大苗の育成

No.	被災日	苗木育成ほ場所在地	面積 (㎡)	品目	取組の状況 (具体的に記入)	補助事業により行う対策		備考
						取組内容	取組期間	
例)	10月〇日	△△市□□3-78-30		りんご	浸水被害により経営面積の過半で改植が必要となったため、フェザー苗を用いて、早期成園化に向けて大苗を育成する。	大苗の育成のためのほ場設置	〇月〇日～ 〇月〇日 (〇か月)	

注1: 園地毎に1行作成してください。  
 注2: 取組の状況の欄に、補助を受ける取組内容を具体的に記入してください。  
 注3: 苗木代は補助対象外です。また、大苗の育成ほ場の写真を添付してください。

2 代替農地での営農

No.	被災日	代替農地所在地	面積 (㎡)	品目	取組の状況 (具体的に記入)	補助事業により行う対策		備考
						取組内容	取組期間	
例)	10月〇日	△△市□□3-78-30		ほうれんそう	浸水被害により経営面積の過半で改植を行うため、長期間収入が途絶えることから、ほうれんそうの施設栽培に取り組む。	ほうれんそうの施設栽培	〇月〇日～ 〇月〇日 (〇か月)	

注1: 代替農地での取組毎に1行作成してください。  
 注2: 取組の状況の欄に、補助を受ける取組内容を具体的に記載してください。  
 注3: 代替農地での取組状況が確認できる写真を添付してください。

3 省力技術の研修

No.	被災日	園地所在地	面積 (㎡)	品目	取組の状況 (具体的に記入)	補助事業により行う対策		備考
						取組内容	取組期間	
例)	10月〇日	△△市□□3-78-30		りんご	被災を機に、省力樹形や機械作業体系を導入し、生産性の高い園地づくりに取り組む。本産地での取組に活かすため、他県の先進的な産地を視察する。  また、有識者を招へいし、省力樹形の仕立て方法や管理技術、作業機械の効率的な操作方法を習得するための講習会を開催し、成園後の省力・効率的生産に繋げる。	省力樹形や機械作業体系を導入している、他県の先進的な産地の視察	〇月〇～〇日 (〇日間)	
						有識者を招へいし、産地内の生産者を対象とした講習会の開催	〇月〇～〇日 (〇日間)	

注1: 研修毎に1行作成してください。  
 注2: 面積の欄は、改植面積のうち、省力技術(省力樹形や機械作業体系)を導入する面積を記載してください。  
 注3: 取組の状況の欄に、補助を受ける取組について、具体的に記載してください。  
 注4: 他県の先進的な産地を視察する場合、当該産地の写真や報告書などの事業の成果物を添付してください。  
 注5: 講習会や検討会については、会議での写真や報告書等の事業の成果物を添付してください。また、有識者を招へいする場合は、その者の経歴等が分かる書類を添付してください。

4 その他

交付決定前に着手している場合には、備考欄に着手年月日を記載してください。

別紙様式 3

〇〇年度 果樹産地再生支援対策事業実施計画（兼実績報告）  
（第 1 の 1 の（4）のイ関係）（次期作に向けた取組）

自然災害名： \_\_\_\_\_

事業実施者名： \_\_\_\_\_

所在地： \_\_\_\_\_

1 支援対象者の概要

氏名	
住所	
農業者の位置付け （担い手（新規就農者）その他）	
消費税の取り扱い （免税事業者・課税事業者（一般・簡易））	
電話番号	
FAX番号	
E-mail	

2 経営及び被害の概要

果樹経営面積	ha
（例）うち りんご	ha
もも	ha
被害面積	ha
うち 改植園地	ha
改植面積／経営面積	%

注： 土地登記簿、果樹共済加入申込書等、経営面積の根拠となる資料を添付すること。

## 2 被災の状況等

被災品目名		被災の状況と事業の実施方針	被災の状況と事業の実施方針		備考
			面積	園地数	
例) りんご	浸水被害で樹勢が衰えた園地	例) △△地区では、改植は免れたものの、樹体に泥やごみが付着し樹勢の低下が見られ始めている。また、地区の広い範囲で病害が出始めており、地域ぐるみでの薬剤散布が急務。	〇〇ha	〇〇〇園	
	計				
例) もも	浸水被害で樹勢が衰えた園地	例) ▲▲地区では、改植は免れたものの、樹体に泥やごみが付着し樹勢の低下が見られ始めている。また、地区の広い範囲で病害が出始めており、地域ぐるみでの薬剤散布が急務。	〇〇ha	〇〇〇園	
	計				
合計	浸水被害で樹勢が衰えた園地				
	計				

注： 被害状況については、どのような被害があつて、園地がどのような状態（枝折れや倒木が甚大、樹勢低下が著しい等）かわかるよう記載すること。

### 3 取組内容等

次期作に向けた取組  
(浸水被害を受けた園地における次期作に向けた取組)

#### (1) 樹体洗浄・樹勢回復

対象品目名	対象面積 (被災面積)	補助金額 (対象面積 × 7.4万円/10a)	備考
	ha	円	
計			

注1: 対象面積は、浸水被害による改植予定面積を除く被災面積を上限とする。

注2: 備考欄には、仕入れに係る消費税等相当額について、これを減額した場合には「減額した金額」を、同税額がない場合は「該当なし」と、同税額が明らかでない場合には「含税額」とそれぞれ記入すること(以下同じ)。

#### (2) 病害の発生・まん延防止

対象品目名	対象面積	補助金額 (対象面積 × 2万円/10a)	備考
	ha	円	
計			

注: 被災した園地の周辺園地も含めた地域ぐるみでの取組も補助対象とする。また、必要に応じて、改植を行う園地で実施する場合も補助対象とする。

### 4 事業の完了予定(又は完了)年月日

令和 年 月 日

### 5 添付書類

- (1) 被災証明書等自然災害による被害、対策等が確認できる資料
- (2) 事業内容毎に園地の所在地、取組が必要な理由、取組内容等が確認できる作業日誌等の資料(別紙様式3 別添)
- (3) 交付決定前に着手している場合は、被災日以降の取組であることが証明できる資料
- (4) その他、事業実施主体及び事業実施者が必要と認める書類

別紙様式3 別添

果樹産地再生支援対策に係る補助対象園地と実施する対策一覧

次期作に向けた取組  
(浸水被害を受けた園地における次期作に向けた取組)

1 樹体洗浄・樹勢回復

No.	被災日	園地所在地	面積 (㎡)	品目	園地の状況 (具体的に記入)	補助事業により行う対策		備考
						取組内容	取組期間	
例)	10月〇日	△△市□□3-78-30		りんご	浸水被害により園地内に泥が堆積し、樹体にも泥やゴミが付着。また、樹勢の低下も見られ始めている。樹体の洗浄やごみの除去のほか、摘果やせん定を行い、樹勢回復を図る必要がある。	樹体の洗浄、樹体に絡まったゴミの除去、樹勢回復のための摘果、せん定、根切り等	〇月〇～〇日 (〇日間)	

注1: 園地毎に1行作成してください。

注2: 園地の状況の欄に、補助を受ける園地の状態を具体的に記載してください。

注3: 取組内容については、通常の栽培では行わない、樹勢回復のためのせん定、全摘果等が対象になります。通常の栽培で行うせん定や摘果は対象になりません。

注4: 事業を実施する園地の写真等を添付してください。

2 病害の発生・まん延防止

No.	被災日	園地所在地	面積 (㎡)	品目	園地の状況 (具体的に記入)	補助事業により行う対策		備考
						取組内容	取組期間	
例)	10月〇日	△△市□□3-78-30		りんご	浸水被害により枝の罹病が見られ、また、被害が広範囲に及ぶため、被災した園地の周辺の園地においても、病害のまん延が懸念される。このため、枝の除去・処分や地域ぐるみでの薬剤散布等が必要。	枝の除去・処分や地域ぐるみでの薬剤散布等	〇月〇～〇日 (〇日間)	

注1: 園地毎に1行作成してください。

注2: 園地の状況の欄に、補助を受ける園地の状態を具体的に記載してください。

注3: 必要に応じて、改植を行う園地で実施する場合も補助対象になります。

注4: 事業を実施する園地の写真等を添付してください。

3 その他

交付決定前に着手している場合には、備考欄に着手年月日を記載してください。